

「学校いじめ防止基本方針」（いじめ問題対応年間計画）

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

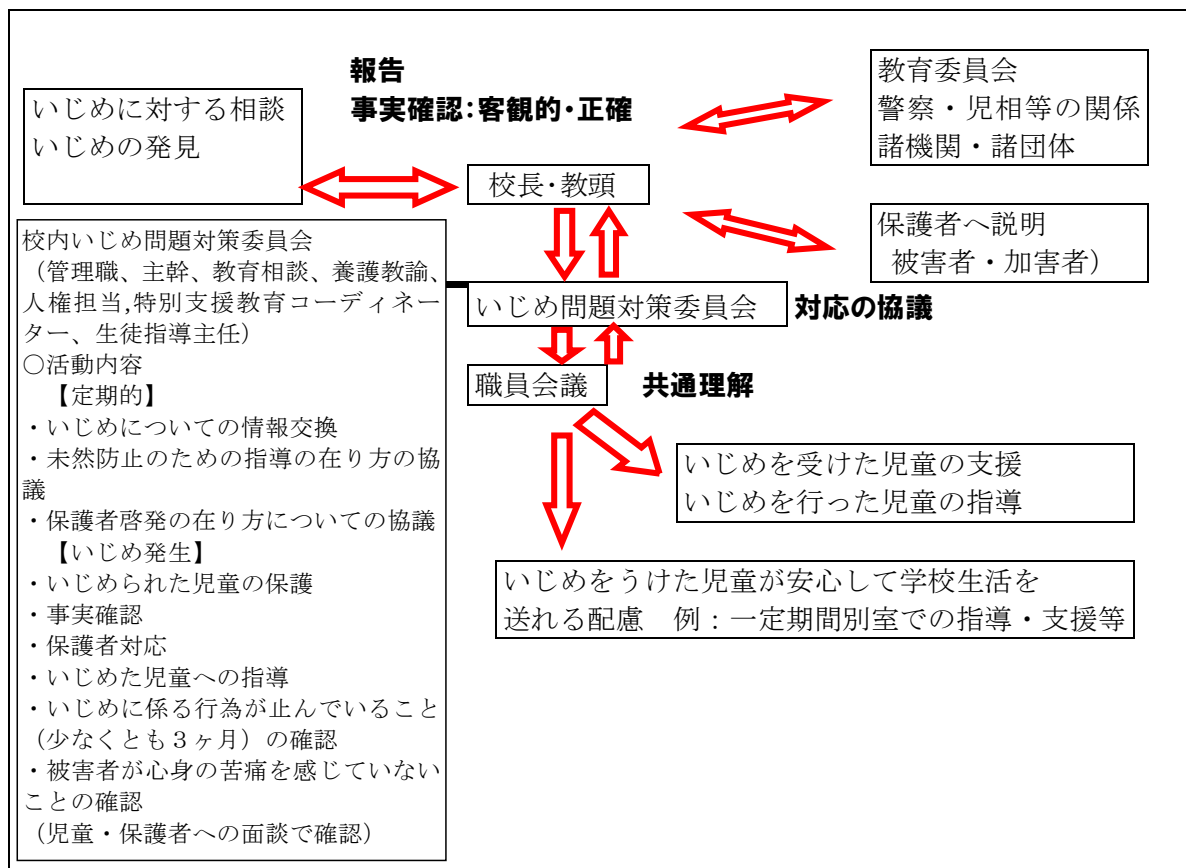
（１）いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止基本法」より）

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

2 校内いじめ問題対策委員会組織と報告体制



※重大事態の発生時においては、通報を含めた連携を図る。また、第三者の立場の者（学校運営協議会委員等）をいじめ問題対策委員会に加える。

3 職員研修

(1) 学校基本方針の共通理解を図る研修

いじめ防止に対する教職員の共通認識を高め、組織としての対応力を強化する。方針の読み合わせや具体的事例の検討を通して対応の手順を確認する。

(2) 児童理解に向けての研修

児童の発達や特性への理解を深め、適切な関わりや支援につなげる。講話や演習を通して、児童を見る視点を共有する機会とする。

(3) Q-Uを学級経営や授業に生かすための取組についての研修

児童の学級での居心地や人間関係の状況を把握し、学級づくりに生かす。Q-Uの活用法や結果に応じた対応の工夫を職員間で共有する。

(4) 心の専門家を招聘した研修会

いじめや心の問題に対する専門的な知見を取り入れ、対応力を高める。臨床心理士等による講話や事例検討で、理解と実践力を深める。

4 いじめ防止の取組

(1) 未然防止に向けた取組

○道徳科における指導

人権や多様性、相手を思いやる心などをテーマに、いじめに気付き防ぐ心を育てる。話し合いや振り返りを通して、自己の考えを深め、他者理解を深める場とする。

○分かる授業づくりと授業の中での居場所づくり

児童が主体的に学べる授業を通して、安心して発言・行動できる雰囲気をつくる。ペアやグループ活動等を取り入れ、人間関係づくりを支援する。

○保護者と学ぶ規範意識育成事業の取組（情報モラル）

SNS やネット上のトラブル防止に向けて、家庭と連携して情報モラルを高める。講師を招いた親子講演会を行い、共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

○毎日・毎月の簡易版いじめアンケートの実施・提出（在学中保管）

児童自身の小さな気付きをすくい上げるため、毎日の「今日のわたし」アンケートと定期的な簡易アンケートを行う。記述内容を丁寧に確認し、早期対応につなげる体制を整える。

○年間3回以上のいじめに特化した無記名アンケートの実施・提出（在学中保管）

安心して本音を伝えられるよう、無記名方式でいじめの有無を把握する。内容に応じて迅速に対応し、必要に応じて個別支援や保護者との連携を図る。

○年間3回の教育相談週間の実施

児童と担任の個別面談を通して、日常の悩みや不安を丁寧に聞き取る。信頼関係の構築を図りながら、いじめの兆候を見逃さないよう努める。

○「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用した、家庭と連携した取組

家庭での子どもの様子に気づいてもらうため、簡易なチェック表を配布する。（HP掲載）リーフレットを通して相談窓口や対応の流れを周知し、連携を強化する。

○1人1台端末を活用した福岡県主な相談窓口一覧の周知の取組

児童が一人でも相談しやすいよう、タブレットで相談先の情報を閲覧できるようにする。学校ホームページやクラウド機能を使って、いつでもアクセスできる環境を整える。

5 重大事態への対応（疑いがある場合からの早期対応）「いじめ防止対策推進法」第28条

（1）重大事態とは

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手する。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合はもとより、その疑いがある段階から取り組む。

（2）重大事態への対応

①事態を把握したら、速やかに学校から学校設置者（荏田町教育委員会）に報告をする。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③いじめ問題対策委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、警察等）と適切に連携をとる。

④調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をとめる。いじめられた児童に対しては、事実や心情を聞き取り、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

⑤調査結果及び今後の支援方策等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に説明する。

⑥支援後、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）被害者が心身の苦痛を感じていないこと等を児童・保護者への面談で確認する。

6 本年度の指導の重点

○いじめの未然防止のために、児童一人一人が安心して過ごせる学級経営に努め、授業の中の「居場所づくり」を通してよりよい人間関係を築くことができるに教育活動を工夫する。
○いじめの早期発見のために、いじめ問題を正しく認識して児童理解に努めるとともに、アンケート調査を定期的に実施し、必要に応じて教育相談を行う。
○いじめ問題対応は、校内いじめ対策委員会で組織的に行き、保護者・関係諸機関等と連携して、早期対応を行う。

低学年の指導の重点	中学年の指導の重点	高学年の指導の重点
○自分に悪かったところがあれば、それを素直に認め、謝ることができるようにする。 ○困っている友だちがいれば、やさしく声をかけることができるようにする。	○自分の言動を振り返ったり、相手の気持ちを共感させたりすることで、自分の言動に対して善悪の判断ができるようにする。 ○いじめの問題をいじめる側といじめられる側だけの問題にとらえず、みんなの問題として考えることができるようにする。	○いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、いじめは絶対に許されないという強い気持ちをもつことができるようにする。 ○見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりすることはいじめと同様であることを理解させ、いじめる側が悪いという意識を高める。

7 年間計画

月	職員研修他	児童アンケート等	その他（家庭に向けて）
4月	○本年度の指導の重点及び年間計画の共通理解	いじめチェック（月末） →フォローアップ（5日まで）	○保護者懇談会
5月	○生徒指導上の課題をかかえている児童の情報交換 ○スキルアッププロジェクト定例会	いじめチェック（月末）	○学校ホームページ掲載
6月	○アンケート内容の共通理解 ○いじめチェックリストの活用について ○スキルアッププロジェクト定例会	○楽しい学校生活のためのアンケート①の実施（必要に応じて教育相談）	○家庭用チェックリストの配布
7月	○スキルアッププロジェクト定例会	無記名いじめチェック（月末）	○保護者懇談会
8月	○楽しい学校生活のためのアンケート①の分析 ○QU調査の分析		
9月	○スキルアッププロジェクト定例会	いじめチェック（月末）	○学級・学年懇談会
10月	○いじめ問題対応に関する職員研修（チェックリストの活用等） ○スキルアッププロジェクト定例会	○いじめに関するアンケートの実施（必要に応じて教育相談）	○家庭用チェックリストの配布
11月	○スキルアッププロジェクト定例会	○楽しい学校生活のためのアンケート②の実施（必要に応じて教育相談）	
12月	○スキルアッププロジェクト定例会	無記名いじめチェック（月末）	○保護者懇談会の実施
1月	○楽しい学校生活のためのアンケート②の分析 ○スキルアッププロジェクト定例会	いじめチェック（月末）	
2月	○楽しい学校生活のためのアンケート②の結果報告と考察 ○スキルアッププロジェクト定例会	○楽しい学校生活のためのアンケート③の実施（必要に応じて教育相談）	
3月	○引継ぎ資料作成	無記名いじめチェック（月末）	